

ふじみ野市下水道条例新旧対照表

改正案	現行
（除害施設の設置） 第13条 次の各号に掲げる項目につき、当該各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により、公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除するため公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。 （1）～（9） （略） （10） 前各号に掲げる項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値 2・3 （略）	（除害施設の設置） 第13条 次の各号に掲げる項目につき、当該各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により、公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除するため公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。 （1）～（9） （略） （10） 前各号に掲げる項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値 2・3 （略）